

法務省民二第1665号

平成17年7月26日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号。以下「法」という。）が平成17年8月1日から施行されることとなったところ、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 組合財産に関する登記

(1) 組合財産の権利の移転の登記

有限責任事業組合は法人格を有しないため、その組合財産について、有限責任事業組合名義の登記又は組合員である旨の肩書を付した登記をすることはできない（最高裁昭和47年6月2日第二小法廷判決参照）。

(2) 組合財産の分割禁止の登記

有限責任事業組合は、民法第676条第2項の規定にかかわらず、共有物分割禁止の定めを登記をしなければ、清算前に当該組合財産について分割を求めることができないことを第三者に対抗することができないとされた（法第74条第1項）。

この登記の申請においては、登記原因を証する情報として、その申請情報と併せて有限責任事業組合契約登記簿に関する登記事項証明書を提供しなければならない。

2 登記原因等

出資による所有権の一部移転の登記の場合の登記原因は、「平成何年何月何日有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項の出資」とし、法第74条

の規定に基づく共有物分割禁止の定めに関する登記は、「特約 有限責任事業組合契約に基づく共有物不分割」とする。